千バ協第１９１０１１号

令 和 元 年９月１２日

加盟団体長　様

一般社団法人千葉県バスケットボール協会

専務理事　　大　野　健　男

令和元年度

一般社団法人千葉県バスケットボール協会表彰の候補者の推薦について（依頼）

平素より，本協会の事業にご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて，本協会では基本規程第１５章に基づき，表彰事業を実施いたします。

つきましては，貴団体における候補者を別紙推薦要項により，ご推薦くださるようにお願い

いたします。

令和元年度一般社団法人千葉県バスケットボール協会表彰候補者推薦要項

１　推薦要件

　　　　「一般社団法人千葉県バスケットボール協会基本規程第１５章表彰に基づき推薦する。」　別紙1参照

２　提出書類

(1) 功労表彰及び特別表彰並びに優秀選手等候補推薦書･･･・･･･様式１

(2) 功労表彰候補者推薦調書･･････････････････････････････様式２

　　　 　・ 功労表彰候補者は，各加盟団体から１名とする。

(3) 特別表彰候補者推薦調書･･････････････････････････････様式３

(4) 優秀選手等候補者推薦書･･････････････････････････････様式４

　　　　 ・ 各団体共，特別最優秀選手（日本代表）及び最優秀選手（男女各５名以内），

優秀選手（男女各１０名以内）とする。

　　　 　 ・ 最優秀選手及び優秀選手候補については，ミニバスケットボール連盟（Ｕ12）・ジュニアバスケット

ボール連盟（Ｕ15）・高等学校体育連盟バスケットボール専門部（Ｕ18）の３団体とする。

３　推薦書類の提出期限及び決定

(1) 功労表彰･･････････････････････････････令和２年４月２４日（金）　必着

・ ５月の理事会で審議します。

(2) 特別表彰及び優秀選手等････････････････推薦団体の任意の期日

・ 必要書類提出後の理事会で審議します。

４　表彰の方法

(1) 功労表彰及び特別表彰

・ 表彰状または感謝状及び記念品等を授与する。

(2) 優秀選手等

　　　 　・ 特別最優秀選手は，表彰状及びトロフィー等を授与する。

・ 最優秀選手は，表彰状及びトロフィー等を授与する。

・ 優秀選手は，表彰状を授与する。

５　表彰の時期

(1) 功労表彰は，社員総会開催日に行う。

(2) 特別表彰及び優秀選手等は，各団体で決定する。

６　推薦書類の提出先・問合せ先

一般社団法人千葉県バスケットボール協会

総務委員会　委員長　　佐　藤　　誠

E-mail：[makoto.sato@cbba.jp](mailto:makoto.sato@cbba.jp)

携帯電話：090-4813-4087

様式１

令和　　　年 　月 　　日

令和元年度　一般社団法人千葉県バスケットボール協会

功労表彰候補者及び特別表彰推薦書並びに優秀選手等候補推薦書

一般社団法人千葉県バスケットボール協会

専　務　理　事　　　　大　野　健　男

団体名

団体名長（役職）

下記の該当者を別紙により推薦します。

１　功労表彰候補者

２　特別表彰候補

　 ３　優秀選手等

４　該当なし

※　上記１～４の該当番号を○で囲む

５　担当者

氏　名（役職）

連絡先（電話）

別紙１

一般社団法人千葉県バスケットボール協会　基本規程

第１５章　　表　彰

第 141 条〔趣旨〕

本章の規定は，千葉県のバスケットボールの発展に寄与，貢献した個人及び団体に対し，敬意と感謝の意を表すことを目的とする。

第 142 条〔対象〕

表彰の対象は，次のとおりとする。

① 本協会の役員

② 加盟団体の役員

③ 加盟チームのコーチ及び選手

④ 審判員

⑤ 本協会に多大な貢献をした者

⑥ その他執行役員会で認めた者

第 143 条〔表彰事項〕

次の各号の１つが該当した場合は，表彰する。

① 役員等として永年にわたり本協会の運営に貢献した場合

② 選手の指導及び育成に顕著な貢献を納めた場合

③ 加盟チーム選手として年間をとおして特に優れた者

④ 審判員として永年にわたり競技運営に貢献した場合

⑤ その他本協会に多大な貢献があった場合

第 144 条〔表彰の方法〕

表彰は，表彰状または感謝状を授与する。記念品等を加授することができる。

第 145 条〔表彰の決定〕

表彰者の決定は，理事会で行う。

第 146 条〔表彰の時期〕

表彰の時期及び場所は会長が決定する。

第 147 条〔協会功労者表彰〕

(1) 選考基準「協会・各加盟団体の運営に２０年以上に携わり多大な功績があった者」

(2) 各加盟団体からの推薦により理事会で決定する。

(3) 推薦人数は各加盟団体より，原則として１名とする。

(4) 各加盟団体の理事長以下の現職につては推薦の候補から外れることとする。

(5) (1)選考基準に満たないものを推薦する場合には，担当常務理事に相談する。

第 148 条〔特別表彰〕

(1) 全国大会優勝・準優勝，関東大会優勝の成績を収めたチームを表彰する。

(2) (1)の表彰対象の大会は別に定める。

(3) 日本代表に選出された選手またはスタッフを表彰する。

〔特別表彰対象大会〕

(1) 高等学校体育連盟バスケットボール専門部（Ｕ１８）

① 全国高等学校バスケットボール選手権大会（ウインターカップ）

② 全国高等学校総合体育大会バスケットボール大会（インターハイ）

③ 関東高等学校バスケットボール選手権大会

④ 関東高等学校バスケットボール新人大会

(2) ジュニアバスケットボール連盟（Ｕ１５）

① 全国中学校バスケットボール大会

② 都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会（ジュニアオールスター）

③ 関東中学校バスケットボール大会

(3) ミニバスケットボール連盟（Ｕ１２）

① 関東ミニバスケットボール大会（ブロック優勝）

(4) 社会人バスケットボール連盟

① 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会

② 全国社会人バスケットボール大会

(5) ３Ｘ３

① ３Ｘ３日本選手権大会

(6) トップリーグ

① 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会

② Ｂ．ＬＥＡＧＵＥ（Ｗ．ＬＥＡＧＵＥ）